



<注意>

1. 保険証券の表示内容がお申込内容と相違していましたら、ただちに代理店・扱者または当社にご連絡ください。

保険契約者

住所 〒 [redacted]

氏名 [redacted] 様

([redacted]) [redacted]

お客さまのお名前・ご住所等の漢字表記につきまして、機械上の制約により正確な表示ができない場合、表示可能な漢字またはカタカナで表示していることがありますので、何卒ご了承ください。

契約日 [redacted] 証券作成日 [redacted]

電話番号 [redacted]

当社のご契約のしおり（普通保険約款・特約）およびこの保険証券に記載したところの従い、保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行いたします。

三井住友海上火災保険株式会社

東京都千代田区神田豊河台三丁目9

取締役 見本 船曳 真一郎

印紙税申告納付につき神田税務署承認済

■ご契約内容に関するお問い合わせ先

三井住友海上 お客さまデスク ([redacted]) ☎ 0120-632-277 (無料)



「チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス」はこちらの二次元コードからアクセスできます。

代理店・扱者 [redacted] / 仲立人 ([redacted]) ☎ [redacted]

代理店 サブコード [redacted] 代理店 サブコード [redacted]

■事故のご連絡先

事故受付センター 事故は いち早く ☎ 0120-258-189 (無料) 受付時間：24時間 365日

補償内容と保険金額につきましては、裏面をご覧ください。

Table with 2 columns: 証券番号 (第 [redacted] 号), 保険期間 ([redacted] から [redacted] まで 年間)

Table with 2 columns: 保険種類 (GK すまいの保険 フルサポートプラン (R6) 普通保険約款名: すまいの火災保険 (建物保険金額設定上限額方式)), 地震保険期間 ([redacted] から [redacted] まで 年間)

Table with 2 columns: 保険の対象等 (火災保険: 建物, 地震保険: 建物), 所在地 ([redacted]), 構造級別 ([redacted]), 構造用法 (コンクリート・レンガ・石造等/住居専用の共同住宅), 建物形態 (記名被保険者区分所有/共同住宅の一部分 (専有戸室のみ)), 面積 (専有延面積 [redacted] m²), 最下階数 (地下階), 屋根形状/屋根材 (寄棟屋根・方形屋根/瓦 (全繋結)), 建物保険金額 ([redacted] 万円), 設定上限額 (保険金額につきましては裏面をご覧ください.), 建築年月 (令和 [redacted] 年 [redacted] 月), 他の保険契約等 (建物 (火災): なし, 建物 (地震): なし)

Table with 2 columns: 記名被保険者 (記名被保険者 保険契約者と同じ (保険の対象の所有者))

Table with 2 columns: 割引・割増等 (割引 適用される割引はありません, 割増 適用される割増はありません)

Table with 2 columns: 払込方法・保険料 (払込方法 一括払, 火災保険料 [redacted] 円, 地震保険料 [redacted] 円, 合計保険料 [redacted] 円, 保険料払込期日)

特記事項 約款閲覧方法は「Web (冊子不要)」をご選択いただいています。ご契約のしおり (普通保険約款・特約) の閲覧には当社ホームページ (Web約款) をご利用ください。

ご契約後にご連絡いただくべき事項 ※遅滞なく代理店・扱者/仲立人または当社にご通知ください。 この保険契約には、建物の構造や用法の変更など、ご契約後にご連絡いただくべき事項 (通知事項等) があり、「重要事項のご説明」に記載しています。

個人向け: ご契約者さま専用ページ. 初回ユーザーID [redacted], 初回パスワード [redacted]. QR codes for login.

地震保険料控除証明書 (令和 [redacted] 年分). 保険契約者 [redacted] 様, 証券番号 [redacted], 保険種類 地震保険, 地震保険期間 [redacted] から [redacted] まで 年間, 記名被保険者 保険契約者と同じ, 保険の対象 建物, 控除対象保険料 [redacted] 円

上記保険料は、所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。 三井住友海上火災保険株式会社 東京都千代田区神田豊河台三丁目9

【保険期間の途中で保険の対象を追加する場合】追加する保険の対象は、今回ご加入いただいた保険契約の保険の対象（建物または家財）の「事故の種類（①～⑥）」の○×表示と同様になります。

付帯されるサービス

○	暮らしのQQ隊（24時間365日受付）
専用ダイヤル	☎ (無料)

トラブル時の救急サービスです。
下記トラブルについて、専門業者が駆けつけます。

- 水まわりQQサービス
給排水管・トイレの故障などの水まわりトラブル時に対応する専門業者を手配します。
- カギあけQQサービス
カギの紛失で自宅に入れない場合などに対応する専門業者を手配します。

- ※30分程度の応急修理に要する作業料・出張料は無料です。
- ※部品代はお客さまのご負担となります。
- ※上記サービスは、一部地域（離島など）ではご提供できない場合があります。
- ※サービスメニューの詳細につきましては、同封のお客さまナビゲートブックをご覧ください。
- ※サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ※保険商品の内容に関するご質問・ご相談などは、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

2キリトリ線

地震保険料控除制度の概要







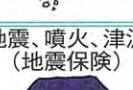
- 対象となるご契約
地震・噴火・津波による居住用財産(注1)の火災、損壊、埋没または流出によって生じた損害を補償する地震保険のご契約。
(注1) 保険契約者ご自身、もしくは保険契約者と生計を共にされる配偶者・その他の親族が所有し、常時その住居として使用される建物またはこれらの方が所有する家財が対象となります。
 - 「控除対象保険料」欄について
(1) 控除対象保険料は、ご申告いただく年の1月1日から12月31日までのお支払保険料を表示しております。
・分割払のご契約は、ご申告いただく年の1月1日から12月31日までの保険料を所定の期日にお支払いいただいたものとして算出しております。
・一時払のご契約は、一時払保険料を保険期間(年数)で割って算出しております。
(2) 併用住宅（住居とそれ以外の用途に使用されている建物）の場合には、次の算式によって計算した額が控除の対象となります。
$$\text{建物の地震保険料} \times \frac{\text{住居部分の床面積}}{\text{建物の総床面積}} \text{ (表記の控除対象保険料は、表記の計算前の金額です。)}$$

(3) ご契約内容の変更手続等をされた場合は控除対象保険料が変更となることがありますので、保険証券に記載の「ご契約内容に関するお問合わせ先」までご連絡願います。
 - 地震保険料控除の適用限度額
(1) 所得税（国税）
①地震保険料の年間支払額の合計が50,000円以下…地震保険料の年間支払額全額
②地震保険料の年間支払額の合計が50,000円超…50,000円
(2) 個人住民税（地方税）
①地震保険料の年間支払額の合計が50,000円以下…地震保険料の年間支払額全額×1/2
②地震保険料の年間支払額の合計が50,000円超…25,000円
なお、経過措置による長期損害保険料控除の適用を受けられるご契約(注2)がある場合の地震保険料と長期損害保険料の合算控除限度額は、所得税50,000円、住民税25,000円です。ただし、地震保険料と長期損害保険料の双方に該当する積立火災保険等は、1契約単位にいずれか一方の控除のみを適用できます。
(注2) 以下のすべてに該当するご契約
・保険期間が10年以上で満期返れい金がある積立火災保険
・平成18年12月31日以前に保険期間を開始している
・平成19年1月1日以降、保険料の変更を伴う契約内容の変更手続きがない(注3)
(注3)
・保険料の変更を伴うご契約内容の変更手続きがある場合は、その年の1月1日にさかのぼり、経過措置の対象外となります。
・地震保険部分の保険料の変更（地震保険の中途セットを含む）には該当しません。
(3) 上記は概要となりますので、地震保険料控除や経過措置の取扱い等の詳細につきましては、保険料控除申告書または確定申告書のご説明をご覧ください。
- <ご注意>
(1) この証明書は、地震保険料控除の申告の場合に限り、ご使用になれます。
(2) 法人契約の場合にはこの証明書はご使用になれません。
(3) 団体扱契約で別途年末調整を実施される場合にはこの証明書はご使用になれません。なお、すでに企業・官公署を退職されている場合など、控除申告時に団体（勤務先）より証明が得られない場合は、この証明書をご使用できます。
- <翌年分以降の保険料控除証明書について>
(1) 以下のいずれかに該当するご契約については、翌年分以降の保険料控除証明書を毎年のご申告時までに別途お送りいたします。
・保険期間が2年以上のご契約
・翌年の1月1日以降も保険料をお支払いいただく月払のご契約

補償内容と保険金額

証券番号： []

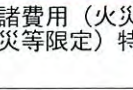
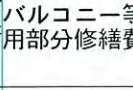
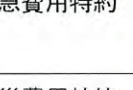
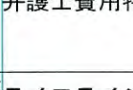
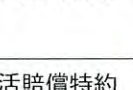
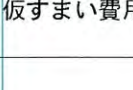
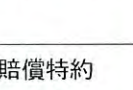
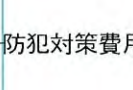
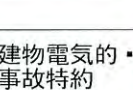
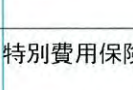
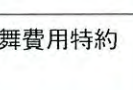
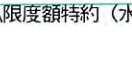
建物・家財等に関する補償

○…補償されます。事故の種類ごとの限度額・免責金額は下表のとおりです。 ×…補償されません。 ---…保険の対象に含まれておりません。	建物保険金額	屋外明記物件保険金額 (屋外明記物件特約)	家財保険金額	家財明記物件保険金額 (家財明記物件特約)	自宅外家財保険金額 (自宅外家財特約)
	[]万円 (地震 []万円)	—	—	—	—
①火災、落雷、破裂・爆発 	[]万円 (免責金額 []万円) 【支払限度額】 庭木・屋外設備 1事故につき 100万円	—	—	—	—
②風災、雹災、雪災 	[]万円 (免責金額 []万円) 【支払限度額】 庭木・屋外設備 1事故につき 100万円	—	—	—	—
③水ぬれ 	[]万円 (免責金額 []万円) 【支払限度額】 庭木・屋外設備 1事故につき 100万円	—	—	—	—
④盗難 	[]万円 (免責金額 []万円) 【支払限度額】 庭木・屋外設備 1事故につき 100万円	—	—	—	—
⑤水災 	[]万円 (水災支払限度額 []万円) (免責金額 []万円) 【支払限度額】 庭木・屋外設備 1事故につき 100万円	—	—	—	—
⑥破損、汚損等 	[]万円 (免責金額 []万円) 【支払限度額】 庭木・屋外設備 1事故につき 100万円	—	—	—	—
地震、噴火、津波 (地震保険) 	[]万円	—	—	—	—

- 損害の額から免責金額を差し引いた額について、上記保険金額または支払限度額を限度に損害保険金をお支払いします。建物については、全焼・全壊の場合、保険金額または支払限度額全額をお支払いします。全焼・全壊とは、保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積が延床面積の80%以上である損害をいいます。
- 建物の地震保険の保険金は以下のとおりとなります。
 - ・全損の場合：地震保険金額×100%を補償（時価額が限度）
 - ・大半損の場合：地震保険金額×60%を補償（時価額の60%が限度）
 - ・小半損の場合：地震保険金額×30%を補償（時価額の30%が限度）
 - ・一部損の場合：地震保険金額×5%を補償（時価額の5%が限度）

その他の補償・特約

(注) 地震保険の対象となる事故は含まれません。

事故時諸費用（火災・風水災等限定）特約 	火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹（ひょう）災、雪災、盗難（通貨等を除く）、水災の事故により損害保険金が支払われるべき場合に発生する諸費用を補償 損害保険金×10%（300万円限度） 補償されません	バルコニー等専用使用部分修繕費用特約 	建物の補償対象となる事故(注)によりバルコニー等の共用部分が損害を受け、管理規約に基づき自己の費用で修繕した場合に補償 修繕費用の実費（30万円限度） 補償されません
災害緊急費用特約 	×	弁護士費用特約 	×
地震火災費用特約 	地震等を原因とする火災で、建物が半焼以上となった場合等に補償 保険金額×5%（300万円限度）	ライフライン停止時仮すまい費用等特約 	×
日常生活賠償特約 	×	防犯対策費用特約 	○
受託物賠償特約 	×	特別費用保険金特約 	○
居住用建物電氣的・機械的的事故特約 	○	建物付属機械設備の電氣的・機械的の事故を補償 支払限度額：建物保険金額 免責金額5万円 ただし、屋外設備は100万円が限度となります	○
失火見舞費用特約 	×	補償されません	○

水災支払限度額特約（水災補償は保険金額×30%限度） 長期保険料一括払特約 長期保険料払込特約（地震保険用）